

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	ホームレス自立支援策に関する事務	就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援センター事業に関する事務。 相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については、家族・知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨し、高齢者、障がい者や疾病等により福祉的保護が必要な人については、関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援等を行う	福祉局	要綱	一般市			○ 一組
	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務	福祉局	要綱	一般市		○	
	ホームレス全国概数調査	国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年以降毎年実施している。本市においても、国の要請に基づき概数調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
あいりん対策	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事をもらえないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急支援を行う。	福祉局	任意		○		
	あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	今日の大幅な日雇求人減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意		○		
	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労にむけて必要な技術を身につけるための講習会の実施などにより自立支援。	福祉局	要綱	一般市	○		
	大阪社会医療センターの運営・整備助成等	あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。	福祉局	任意		○		
高齢者、障がい者の虐待防止	休日・夜間サポートライン(任意)	障がい者及び高齢者並びにその家族等からの福祉に関する相談を、相談支援機関が開設していない休日や夜間において、電話等により対応する。	福祉局	任意			○	
身体障がい者手帳、療育手帳関連	身体障がい者手帳無料診断	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者手帳無料診断(区)	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			○	
	療育手帳発行業務	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	療育手帳発行業務(区)	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	指定都市		○	
民間障がい(児)者施設の認可・指導・補助等	社会福祉施設整備	障がい者の日常生活における援助を行う障がい者グループホーム・ケアホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を補助する。	福祉局	要綱	中核市		○	
障がい児施設の費用関連(給付費、措置費)	障がい児施設契約制度事務費(区)	障がい児施設契約制度の実施にかかる事務費	福祉局	任意			○	
障がい者施設の設置・運営	点字図書館等運営費補助	早川福祉会館(東住吉区)において、点字図書室を設置し、運営。	福祉局	任意			○	
	障がい者スポーツセンター運営等	舞洲・長居の障がい者スポーツセンターの運営を指定管理者に委託して実施 (委託期間: ~H28.3.31、委託先: (社)大阪府障害者福祉・スポーツ協会)	福祉局	任意				○ 一組
	障がい者スポーツセンター運営等	此花作業指導所(此花区)、中央授産場(天王寺区)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意			○	
	障がい者スポーツセンター運営等	千里作業指導所(吹田市)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意				○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区	各 区	連携
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営	・心身に障がいのある児童の各種相談に応じて、助言・指導 ・総合医療相談(からだの相談クリニック)や健康診査事業の実施 ・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務(更生療育センター・指定障がい者支援施設・児童発達支援センター) ・研究・研修・情報サービス	福祉局	任意				○ 一組
障がい者福祉関連	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護員資格取得を支援し、介護現場での就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意			○	
	障がい者福祉施設等製作物(授産製品)販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトを設置し販売促進を図っている。	福祉局	任意			○	
	障がい者能力開発訓練施設運営助成	・障がい者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図っている訓練施設に対し運営補助を行っている。	福祉局	任意			○	
	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 (淀川(淀川区)、北部(旭区)、西部(港区)、南部(平野区)、中部(西成区)、南西部(住之江区)の6センター。このほかに中央センター(天王寺区)あり)	福祉局	任意			○	
	知的障がい者長期受入プロジェクト	大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、1年間の嘱託雇用を基本とした長期受入を実施する。	福祉局	任意			○	
	知的障がい者短期受入プロジェクト	職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員(アルバイト)雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意			○	
	ジョブコーチ(指導員)派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ(指導員)を派遣	福祉局	任意			○	
	全国在宅障がい児・者実態調査	新たな福祉法の実施等の検討の基礎資料とするため、厚生労働省からの通知により、障がい児・者等の生活実態とニーズ把握を目的に調査を実施(調査の実施は不定期)	福祉局	要綱	一般市		○	
	市営交通料金福祉措置	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障がい者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			○	
	市営交通料金福祉措置(区)	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障がい者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			○	
	障がい児(者)歯科診療事業	・障がい児(者)歯科診療を行う医療機関等に対し、障がい児(者)の歯科診療・治療に必要な人件費等を補助。	福祉局	任意			○	
	知的障がい児母子訓練事業	・在宅の知的障がい児(幼児)が、親子で訓練センターへ通所することにより、集団の中で基本的な生活訓練を行い、身辺自立能力の向上、社会適応を促進するとともに、その母親に対して、家庭における養育上の知識技術について指導し、心理的援助を与え、もってその福祉の向上を図る。	福祉局	任意			○	
	リフト付バス運行事業	重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体で野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスを運行する。	福祉局	任意			○	
	障がい者(児)福祉バス借上助成	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			○	
	障がい者(児)福祉バス借上助成(区)	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者タクシー料金助成	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通機関乗車証と選択制)	福祉局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(2. 福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	重度障がい者タクシー料金助成(区)	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意			○	
	ひとにやさしいまちづくり市民啓発事業	障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。	福祉局	任意			○	
	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保健、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する府民の認識と理解を深める等、精神障がい者の保健・医療・福祉の増進に資するための活動を行う。(府内28市町村に権限移譲済み)	府福祉部	任意			○	
	障がい者福祉啓発事業(ふれあいキャンペーン)	障がい者の抱える問題について、市民に理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。	福祉局	任意			○	
	市営特定住宅募集事業(障がい分)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			○	
	市営特定住宅募集事業(障がい分)(区)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者自動車改造費補助	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者自動車改造費補助(区)	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意			○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意			○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業(区)	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意			○	
	有料道路割引証の交付事業	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			○	
	有料道路割引証の交付事業(区)	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			○	
	その他障がい福祉業務	法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務の実施。 ・原爆被害者福祉事業 ・福祉のあらまし(録音版) ・区役所事務研究会 ・区役所事務指導・研修 ・各種団体協議・意見交換会 ・民間障がい児・者施設中規模改修助成 ・もと日之出共同作業場管理、もと浪速第1温泉施設の活用 ・災害時の障がい者支援関連業務 ほか	福祉局	任意			○	
	障がい児にかかる本市独自事業等	・障がい児施設又は児童放課後等サービス等を利用する児童の兄弟に保育所を利用する児童がいる世帯の負担軽減。 ・障がい児施設の児童の処遇向上を図る。 ・公立施設を運営している法人に対し、民間施設と差等が生じている運営費を調整。 ・障がい児施設契約制度の実施に係る事務費	福祉局	任意			○	
	障がい者にかかる本市独自事業等	・重症心身障がい者施設通所助成 ・障がい者訓練等通所交通費 ・強度行動障がい者処遇改善事業 ・障がい者リハビリテーション促進事業 ・難聴児補聴器給付事業	福祉局	任意			○	
障がい者等に対する手当、給付金等	重症心身障がい者介護手当の支給(区)	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	外国人身心障がい者給付金支給事業	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人心身障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意			○	
	外国人身心障がい者給付金支給事業(区)	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人心身障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意			○	
	心身障がい者扶養共済事業(区)	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がいがある状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意			○	
重症心身障がい者介護手当	重症心身障がい者介護手当の支給	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意		○		
心身障がい者扶養共済事業	心身障がい者扶養共済事業	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がいがある状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意		○		
障がい者歯科診療センターの運営	障がい者(児)歯科診療事業	・障がい者(児)の歯科診療は、一般開業医での対応が困難な状況にあるため、大阪府・大阪市が共同で社団法人大阪府歯科医師会に対し「障がい者歯科診療センター」の運営委託を実施。	福祉局	任意		○		
障がい者の競技スポーツ振興	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	全国障がい者スポーツ大会への選手派遣および全国障がい者スポーツ大会に係る団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的障がい者(児)が広くスポーツを通じて心身の向上を図り、交流の輪を広げ、社会参加を実現する場として開催される知的障がい者スポーツ大阪大会に対し、その大会経費の一部を補助する。	福祉局	任意		○		
障がい者スポーツ振興	障がい者スポーツ国際親善大会	スポーツを通じて自己の能力への挑戦、健康保持・増進と相互交流を深め、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障がい者への理解を深めることを目的として世界の強豪チームが参加するバスケットボール大会を開催。障がい者スポーツの普及振興・国際交流や親善を図る。	福祉局	任意			○	
	障がい者スキー教室	障がい者スキー教室を通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、障がい者に対する理解の増進と体力の高揚を図り、もって障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	福祉局	任意			○	
点字図書館運営費補助	点字図書館等運営費補助	点字図書館を運営している社会福祉法人日本ライハウスに対し、運営補助を実施。	福祉局	任意		○		
介護保険事業	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより、介護保険制度改正で新たに位置づけられた新予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	任意				○ 一組
	高齢者相談支援サポート事業(認知症サポーター等養成業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職場において認知症のひと家族を支える認知症サポーターを養成する。	福祉局	要綱	一般市			○ 一組
	認知症介護研修事業(一般市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱	一般市			○ 一組
	大阪市介護保険施設情報提供等事業	介護保険施設の入所申込関係情報を一元的に集約し、施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方に施設入所の斡旋を行うと共に、地域包括支援センターに対して情報提供を行い、介護サービスを利用している在宅の要介護者の不安の解消と、担当ケアマネジャーの負担の軽減を図る。	福祉局	要綱	一般市			○ 一組
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老連を中心とした「総合推進会議」を設置。地域の各団体の参加と協力のもと、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱	一般市			○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
高齢者福祉関連	地域支援事業等	・介護給付費等費用適正化事務事業 ・住宅改修理由書作成支援事業 ・介護保険法の円滑な実施のための特別対策(低所得者への利用者負担軽減)	福祉局	要綱	一般市			○ 一組
	介護保険市単独事業	・おおさか介護サービス相談センター事業 介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図る ・介護保険料収納率向上の取組み ・介護保険システム業務 介護保険システム管理運営・システム改修・帳票等の作成等業務	福祉局	任意				○ 一組
	法施行事務費(区)	・高齢福祉関係事務説明会(出張旅費)	福祉局	任意			○	
	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			○	
	高齢者相談支援サポート事業(相談支援業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。 ・地域包括支援センター等をはじめとした介護施設・事業所からの相談に対し、専門的な助言・指導等を行うことにより、課題解決を図ることができるよう、これらの機関に対する後方支援を行う。また、相談事例等を蓄積しフィードバックすることにより、関係機関の専門性を高め、質の向上を図る。	福祉局	任意			○	
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			○	
	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅に出張してサービスを提供(H24終了) ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意			○	
	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集(区)	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅に出張してサービスを提供 ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意			○	
	ふれあい型食事サービス事業	・地域のボランティア等の協力を得て、ひとり暮らし等の高齢者を対象に、地域の集会所など配食し、会食のサービスを行う。	福祉局	任意			○	
	認知症対策連携強化事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターが整備されることに伴い、それに対応して地域包括支援センターに認知症連携担当者を新たに配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図る。	福祉局	要綱	一般市		○	
	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	障がい者控除対象者認定書交付業務(区)	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	高齢者住宅改修費助成事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意			○	
	高齢者住宅改修費助成事業(区)	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意			○	
	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	小遣金支給決定事務	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。	福祉局	任意			○	
	小遣金支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。 (支給対象者の決定、支給)	福祉局	任意			○	
	生活支援ハウス運営事業	大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めたものを対象に、安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスを運営。 ※大阪市所管生活支援ハウス:①淀川区、②東淀川区、③東成区、④住之江区	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活支援ハウス運営事業(区)	生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人福祉施設利用者処遇向上推進事業	本市所管の老人福祉施設職員の研修や施設運営にかかる調査研究等を行うことにより、施設従事者の資質の向上と施設の充実・向上、また、老人福祉の推進を図るとともに、入所者及び利用者の処遇向上に努めることを目的とする。	福祉局	任意			○	
	老人憩の家整備・運営助成(地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人憩の家整備・運営助成(老人憩の家整備助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人憩の家の改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	老人憩の家整備・運営助成(区)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	高齢者入浴利用料割引事業	高齢者の健康増進とその孤独感の解消を図るため、70歳以上の高齢者を対象として、本市に対して補助金申請を行った公衆浴場が、毎月1日と15日の月2回、割引引き入浴サービスを実施する。	福祉局	任意			○	
	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	シルバーボランティアセンター運営事業補助	高齢者の力を発揮して社会に役立て、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者(おおむね60歳以上)のボランティア活動の増進を図り、自らの体験と能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するために、高齢者による高齢者のためのボランティアセンターの運営を補助する。	福祉局	任意			○	
	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、単位老人クラブへの助成、区及び市老人クラブ連合会へ助成等の事業を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			○	
	敬老優待乗車証交付事業(区)	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			○	
	老人クラブ活動推進員設置事業	市内各単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等高齢者の福祉の増進を目的に、市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置	福祉局	要綱	指定都市		○	
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、実践リーダー研修修了者フォローアップ研修、認知症介護研修修了者ネットワーク支援事業	福祉局	要綱	指定都市		○	

別表第1-5(任意事務(2. 福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院(吹田市)が認知症の専門医療機能と専門介護機能の一体的な提供によりこれまで培ってきたノウハウを活用し、医療職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱	指定都市		○	
高齢者福祉に係る専門研修	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポーター医養成研修」に派遣し、認知症サポーター医を養成するとともにかかりつけ医に対する認知症研修を実施し、診療の場に必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	認知症介護研修事業(政令市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護指導者養成研修を受講させる。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、地域密着型サービス認知症介護研修	福祉局	要綱	指定都市	○		
民間社会福祉施設の整備、運営等補助	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(経過措置)	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。(平成16年4月1日に要綱廃止。現在、経過措置にて補助金交付)	福祉局	任意			○	
	介護療養型医療施設の転換	国は医療制度改革の一環として介護療養型医療施設をH29年度までに廃止し、療養病床を介護老人保健施設や有料老人ホーム等居住系サービス、あるいは転換整備を支援するため、介護老人保健施設等への転換にかかる改修等の経費を助成する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	福祉局	任意			○	
	老人福祉施設整備費償還金補助	民間社会福祉施設の入所者等の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意			○	
	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や国の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設(民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設)の中規模改修に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉向上に資することを目的としている。	福祉局	任意			○	
	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	国は、先進的事業整備計画に基づく施設整備として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業」を進めており、本市としても、ユニット化を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	認知症高齢者グループホームスプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存のグループホームにおいてもスプリンクラーの設置が義務づけられた。国は、スプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱	一般市		○	
全国健康福祉祭(ねりんピック)選手団派遣	全国健康福祉祭(ねりんピック)選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねりんピック)は、厚生省創立50周年を記念して昭和63(1988)年に開始されて以来、毎年開催し、長寿社会開発センター・厚生労働省・開催地の地方自治体の3者で開催。	福祉局	要綱	指定都市	○		
高齢者施設の設置・運営	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実に資するため改修・整備を行う。	福祉局	任意			○	
	弘済院事業	・附属病院 ・第1特養(指定管理) ・第2特養 ・養護老人ホーム(H27年度末廃止予定)(吹田市)	福祉局	任意				○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	補装具・福祉機器普及事業	障がい者(児)の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅増改築の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意				○ 共同
	身体障がい者通所訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意				○ 共同
旧更生相談所実施事務	あいりん貯蓄組合事業清算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答(生活保護法第29条調査)を行う	福祉局	任意			○	
	西成市民館管理運営業務	・隣保協働の精神に基づき、地域住民の福祉の増進、生活の向上を図ることを目的に、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集・提供、講演会・講習会・教養講座の開催、館独自の事業、その他地域住民の交流の機会の提供を行う。(西成区) ・対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。	福祉局	任意			○	
内部事務(福祉局)	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務 ※大阪市内に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意			○	
	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務 ※大阪市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意				○ 一組
	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修 ※所在区に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修 ※一部事務組合等に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意				○ 一組
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(生活保護法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(老人福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(児童福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			○	
	局庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広報・広聴関係業務、寄付收受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務 ・大都市民生主管局長会議関係業務 ・人事・労働安全衛生管理業務 ・局の予算・決算に関すること、物品の調達に関することなど ・社会福祉施設職員福利厚生基金の管理(H24年～)	福祉局	任意			○	
	福祉事務所の運営	区保健福祉センターの運営管理、福祉業務にかかる企画立案、連絡調整を行い、運営費を各区へ配分する。	福祉局	任意			○	
	福祉事務所の運営(区)	区保健福祉センターの運営管理を行う。	福祉局	任意			○	
	生活保護関係事務(庶務事務)(区)	公印管理、市会、OA、庁舎管理、計理・予算決算、契約・管財、人事・給与・福利厚生関係業務等、他に属さない業務	福祉局	任意			○	
	高齢者住宅整備資金貸付基金の管理	・高齢者住宅整備資金貸付基金の管理を行う。	福祉局	任意			○	
	収入未済関係業務	・高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話等に係る収入未済についての回収・整理業務を行う。	福祉局	任意			○	

別表第1-5(任意事務《2. 福祉》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	市有地の賃借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その賃借について、毎年使用賃借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 ※大阪市内に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意			○	
	市有地の賃借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その賃借について、毎年使用賃借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 ※市域外に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意				○ 一組
	もと公立施設(信太山・天野苑)の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械整備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。 ※もと経費老人ホーム天野苑(八尾市) ※もと信太山老人ホーム(和泉市)	福祉局	任意				○ 一組
	未利用施設売却業務	本課が管理する未利用施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意				○ 一組

《3. 健康・保健》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
保健事業、健康増進等	栄養に関する事務	栄養表示基準並びに虚偽誇大広告に関する事業者への助言・指導	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	栄養に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした講演会の開催	健康局	任意			○	
	栄養に関する事務 【区役所で実施】	・外食のうち多数を占める飲食店において、栄養成分表示を行い栄養情報を提供するために、飲食店に対する事業説明、受付 ・食育推進リーダーを養成するための講座の開催 ・各区の食育関係者との連携を図るため、食育連絡会議の開催や食育イベントの実施	健康局	任意			○	
	がん検診の推進に関する事務	医師会に対する事業補助 ・大阪府医師会(H23年度終了) ・市内各医師会(H24年度～) 【内容】 地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業に対し、その必要な費用の全部または一部について交付。	健康局	任意			○	
	献血等の推進に関する事務	献血思想、移植医療、ハンセン病問題に係る正しい知識の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための各区取り組みのとりまとめ 大阪府への献血実施実績の報告	健康局	任意			○	
	献血等の推進に関する事務 【区役所で実施】	献血思想、移植医療の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための取り組み	健康局	任意			○	
	健康増進事業に関する事務	公的支援を拒否するホームレスで、健康に問題のある者に医師による診断・治療を勧めるとともに自立支援センター入所を促す	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	健康増進事業に関する事務	毎年10月を市民健康月間とし、「大阪ヘルスジャンボリー」や「普及啓発キャンペーン」等の健康イベントの実施、市民の主体的な健康づくりの支援	健康局	任意			○	
	健康増進事業に関する事務 【区役所で実施】	「市民健康月間」を中心に、市民団体等の参画を得ながら、各区において「健康展」等のキャンペーンを実施	健康局	任意			○	
	保健衛生システムの運用に関する事務	保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用しているシステムの運用事務	健康局	任意				○ 一組
	大阪市保健福祉センター等学生実習	実習を受けさせようとする専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意			○	
	大阪市保健福祉センター等学生実習 【区役所で実施】	地域保健に必要な専門職の養成に寄与するため、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意			○	
	保健医療計画に関する事務	大阪市地域保健医療協議会及び大阪市保健医療連絡協議会等を運営し、圏域内における保健医療施策等について協議検討、地域保健医療計画の作成について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪地域版を作成。	健康局	任意			○	
	大阪市健康づくり推進協議会育成支援に関する事務	地域で活動する各区健康づくり推進協議会の相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通じ、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。	健康局	任意			○	
	各区健康づくり推進協議会育成支援に関する事務 【区役所で実施】	地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援。	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区	大阪府	各市区
母子保健	療育指導診査事業に関する事務	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、診査費の支払い及び保健福祉センターへの結果連絡を行う。事業全般の管理監督及び予算決算業務。 必要場合は各保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。 ・予算決算事務 ・受診結果による事業の分析評価 ・契約支払い事務	こども青少年局	任意				○
	療育指導診査事業に関する事務(区)	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、必要場合は保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。	こども青少年局	任意				○
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・予算事務 ・申請書類審査・助成決定・支出(補助金申請)事務 ・医療機関の指定事務 ・市内指定医療機関の実地調査 ・実地調査にかかる嘱託医師採用事務 ・事業の分析評価及び国への報告 ・関係帳票の作成及び印刷事務 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	こども青少年局	要綱等	中核市			○
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務(区)	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。 ・窓口での申請書類確認 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	こども青少年局	要綱等	中核市			○
感染症対策	感染症対策事業【保健所で実施】	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(平成19年度から各区で実施)。 ・検査に必要な医薬材料を保健所が購入し各区に配付。	健康局	任意				○
	感染症対策事業【区役所で実施】	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(H19年度から各区で実施)。 ・各区は検査の受け付けを行い(予約制)検査を実施。	健康局	任意				○
難病等医療費助成等	特定疾患医療費援助事業	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を実施。	健康局	任意				○
	特定疾患医療費援助事業【区役所で実施】	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・区役所では各区で受付した書類を確認点検し、保健所へ送付。	健康局	任意				○
	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等。 ・難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修実施を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市			○
	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病に関する普及・啓発を充実。 ・大阪府が取り組む神経難病医療ネットワーク事業に参画し、対象疾患患者・家族が円滑に在宅療養が行えるよう、大阪神経難病医療推進協議会に関する機関が連携して在宅療養環境を整備。	健康局	任意				○
	難病患者等療養支援事業【区役所で実施】	難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市			○

別表第1-5(任意事務《3. 健康・保健》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	その他の医療費助成事業	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・審査・受診券の発行・医療費の助成および日常生活用具の給付。	健康局	任意			○	
	その他の医療費助成事業 【区役所で実施】	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成に関して、申請書の受理及び保健所への進達を行う。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意			○	
難病等対策 (政令市)	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する	健康局	要綱等	指定都市	○		
	先天性代謝異常等検査業務	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の早期発見のため、大阪市内で出生した新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。	健康局	任意		○		
精神保健(手帳交付・相談等)	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法)	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(人材養成・電話相談支援等)	健康局	任意			○	
	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法) 【区役所で実施】	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(自助グループ支援等)	健康局	任意			○	
	福祉措置にかかると事務(無料乗車証の交付)	・市営交通等福祉措置事業に係る企画調整等	健康局	任意			○	
	福祉措置にかかると事務(無料乗車証の交付) 【区役所で実施】	・市営交通等福祉措置事業に係る申請受付等	健康局	任意			○	
精神保健(精神保健福祉センター等)	精神保健医療に関する事務(認知症患者医療センター運営事業実施要綱)	認知症患者医療センターを設置し、各関係機関と連携を図りながら地域における認知症患者の保健水準の向上を図る。 ・認知症患者医療センターの設置 ・地域との連携	健康局	要綱等	指定都市	○		
緊急医療体制	休日・夜間の診療体制に関する こと(休日・夜間急病診療)	平日夜間及び休日における、急病診療体制を確保。 ・中央急病診療所【西区】 (夜間・365日:内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科) ・市内6ヶ所の休日急病診療所 【都島区、淀川区、此花区、東成区、住吉区、東住吉区】 (日曜・祝日、年末年始:内科、小児科) を整備し、(公財)大阪市救急医療事業団へ事業委託の上運営。	健康局	任意			○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務 【区役所で実施】	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達するための、受付事務	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	緊急歯科診療体制確保事業費 (休日歯科診療機能(補助事業))	府民の休日夜間帯における歯科診療ニーズの高まりに対応し、緊急時においても適切な歯科診療を受けることができるよう、緊急歯科診療体制の整備充実を図る。 府歯科医師会口腔保健センター(天王寺区) ・休日 10時～17時 府が府歯科医師会に補助	府健康医療部	任意			○	

別表第1-5(任意事務《3. 健康・保健》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
緊急医療体制 (広域拠点)	夜間の診療体制に関すること (夜間歯科診療)	夜間における、急病診療体制を確保。 ・府市共同により、大阪府歯科医師会への補助を通じて夜間歯科診療を実施。	健康局	任意		○		
	周産期緊急医療体制整備事業	周産期(妊産婦・新生児)緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備を大阪府・堺市との共同で実施。 (事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して実施)	健康局	任意		○		
医療・薬事の許可・指導等	各種医療関係免許申請に係る 経由事務	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意			○	
	各種医療関係免許申請に係る 経由事務 〔区役所で実施〕	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意			○	
食品衛生の許可・指導等	ふぐ取扱施設に対する許認可 業務等	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例に基づき、ふぐ販売営業及びふぐ取扱登録者について、食品衛生上の見地から必要な規制を行う。 業務内容 ・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			○	
	ふぐ取扱施設に対する許認可 業務等 〔保健所で実施〕	<上記事務の申請受付・許認可等>	健康局	任意			○	
	ふぐ取扱施設に対する許認可 業務等 〔区役所で実施〕	<上記事務の相談業務等>	健康局	任意			○	
	食品等の自主回収報告制度に 係る受理等の事務	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供 (主な業務) ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。	健康局	任意			○	
	食品等の自主回収報告制度に 係る受理等の事務 〔保健所で実施〕	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供 (主な業務) ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。 ・回収された食品等の処分措置が適切に実施されているかを現地調査	健康局	任意			○	
	環境衛生の許可・指導等	一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			○	
環境衛生の許可・指導等	特設水道の布設工事の設計の 確認等	○「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 ○設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府 健康医療部	任意			○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳 場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(3. 健康・保健))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等 〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意			○	
	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・市民ニーズの高い講習メニューを作成、ホームページにより募集。	健康局	任意			○	
	生活衛生学習会 〔区役所で実施〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣。	健康局	任意			○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 （主な業務）ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務 〔区役所で実施〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 （主な業務）ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			○	
狂犬病予防・動物愛護	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （目的） 飼い犬の適正飼養の普及啓発 （主な業務） 条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発 （上記事務の企画調整業務）	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （目的） 飼い犬の適正飼養の普及啓発 （主な業務） 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発 （広域的に実施する際の区の補充等）	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔区役所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （目的） 飼い犬の適正飼養の普及啓発 （主な業務） 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等（動物管理センターで実施）	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （主な業務） 飼い犬の返還・譲渡・殺処分	健康局	任意				○ 一 相
公害健康被害補償等	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し（独）環境再生保全機構へ送付	健康局	任意			○	
	石綿健康被害の救済に関する事務 〔区役所で実施〕	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・申請書及び請求書の受付業務（区） ・受付後、局（保健所管理課審査・給付グループ）へ送付	健康局	任意			○	
	被爆者援護法関係事務	各区保健福祉センターで受付けた、被爆者援護法に基づき申請等に関する書類を保健所経由で大阪府に送達。 ・大阪府から事務委託料（定額）を受け入れ。 ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区（大正区を除く）で春と秋に実施。	健康局	任意			○	

別表第1-5(任意事務《3. 健康・保健》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	被爆者援護法関係事務 〔区役所で実施〕	被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所に送付。(保健所経由で大阪府に進達。) ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意			○	
	カネミ油症患者に関する事務	カネミ油症患者に関する総合的な支援を推進。 ・大阪府が実施する検診の実施通知、結果通知など	健康局	任意			○	
環境科学研究所	管理業務、研究・検査業務 〔環境科学研究所で実施〕	市民の健康と安全を守る保健部門(微生物保健、食品保健)と市民環境を保全・再生・創造する部門(都市環境)が本市他部局等から依頼を受け、研究・検査事業を実施	健康局	要綱等	指定都市	○		
	特定保健用食品(承認)にかかる試験検査業務等推進事業 〔環境科学研究所で実施〕	特定保健用食品等の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、各種相談や検査の受付、情報提供を展開することにより、一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できることを目的とする。	健康局	任意			○	
病院運営	市民病院運営事業	病院運営事業	病院局	任意		○		
内部事務	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	健康局	任意			○	
	桃山跡地健康づくりゾーン用地管理	桃山病院跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備 ・土地所有者として賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整。	健康局	任意			○	

《4. 教育》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の 種別	大都市 特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
小中学校の教 職員の人事	(小中)教職員の人事に関する事務	小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。(教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	教職員の人事に関する事務(承認)	小中学校における教職員の給与決定、人事管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務の承認を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			○	
	教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職に関し、適正な健康管理を行う健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制を構築 ・大阪府職員互助会との連絡調整 ・教職員の計画的な財産形成を促進することにより生活の安定を図るための財形貯蓄事業 など	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校の教 員の研修・専門 的事項の指導	(小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(小中)教職員の研修に関する事務	学校現場において、スムーズに教員として力を発揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置し、相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校の職 員の研修・指導	(小中)専門的事項の指導に関する事務「H24新規」	・H25年度、H26年度の2年間で、小学校4校、中学校2校のモデル校と小中一貫校で、世界標準のICT環境として、児童・生徒用タブレットPCと電子黒板機能付きプロジェクター・実物投影機を整備し、デジタル教科書等を活用した授業づくりを実施・検証する。 ・H27年度よりICTを活用した授業づくりを全市に展開するためにスタンダードモデルを作成する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校(425校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施。	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
小中学校の施設整備	(小中)施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベーター設置 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事 市立学校の緑化促進 太陽光発電設備の導入 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を設置 など	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校に関する事務(学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等)	(小中)学校協議会に関する事務	学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学事に関する事務	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数に在籍等調査等、学校に関する統計調査 ・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付	教育委員会事務局	任意			○	
	奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守経費	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。 ・小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(中)児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 組
	学校維持運営基金に関する事務	学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常的教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校徴収金に関する事務	小・中学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			○	
	(小)学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・給食費未納の保護者に対して未納の催告書の送付 ・学校長の依頼により市長名にて法的措置手続き	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校の学校教育活動	(小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(小)学校教育活動に関する事務	小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカー(NS)を派遣する。簡単な英会話など体験的な学習活動ができる機会を設け、英語に慣れ親しませることを目的とする。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小)学校教育活動に関する事務【放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について(放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱)】	(放課後子ども教室推進事業) 小学校において放課後の時間帯に指導員を配置し、教員との連携のもと、児童の自主学習支援を行うことで、学習意欲の向上と、自主学習習慣の定着をめざす。 事業実施モデルプランの作成、教材の選定、指導員の採用・面接・研修や、学校への指導助言等、事業を円滑に運営するための支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(小中)学校教育活動に関する事務【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領】	・中学校区における地域の学校支援体制を構築し、家庭や地域の教育力を活かし、生活習慣の確立や学力向上に取り組む。 ・子ども、教職員の安全確保をさらに推進するため、警察官退職者を「子どもの安全指導員」として配置し、小学校・特別支援学校の巡回・自主警備を実施するとともに、地域での犯罪等の防止に努める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小)学校教育活動に関する事務【理科支援員配置事業実施要項】	小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。 理科支援員の募集・面接・研修の立案等と、特別授業実施のために、企業・大学等と小学校との連絡調整等を行う。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(中)学校教育活動に関する事務	民間事業者によるNSA-C(英語のネイティブ・スピーカー)の派遣、日本とスイスの友好交流事業(青少年の交流)、中学校において総合的文化活動を実施、中学生の進路指導の充実、部活動に学校外から技術指導者を招聘、有資格者を講師として招き教員と部活動技術指導者を対象として講習会を実施、中学校水泳競技大会・総合体育大会の実施、近畿・全国中学総体への出場選手派遣支援、種目別合同練習会の開催、大阪府下で開催される近畿中学校体育大会等の開催経費の分担金、中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とし、集団生活のルールを習得させるため宿泊訓練を実施	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施要領)】	帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力者を学校現場へ派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【人権教育研究推進事業】	文部科学省の人権教育研究推進事業(委託事業)等を活用するとともに、関係機関との連携をすすめる、人権教育のカリキュラム作成・教材開発・教育方法の工夫等の研究をすすめる。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【栄養教諭を中核とした食育推進事業(地域食育推進事業)委託要項】	小学校から全教育活動において食に関する指導の実施および充実をはかることにより、生徒の食への自己管理を高め、家庭からの弁当持参や栄養のバランスのとれた弁当選択ができる力を高める。また、食育展により、弁当づくり等食に関する保護者への関心を高める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【教育課程研究指定校事業実施要項】	・すべての学力の基礎となる言語力の向上を図るため、言語力向上研究委員会を設置し、言語力向上の方策について検討を行う。 ・効果的な授業のあり方について研究し、パイロット校での研究の成果を「実践事例集」「ワークシート集」としてまとめ、取り組みを進める。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【子どもの体力向上推進事業委託要項】	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業 「全国体育・運動能力、運動習慣等調査」の調査結果を分析、学校における体育・健康に関する指導などの改善を図る。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)】	中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校生徒に対する支援について、教職員に対するアセスメントやプランニングなどの助言を行うとともに、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携に関わる支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【特別支援教育の推進について(通知)】	発達障がい等に関する教職員向けの研修講座や支援・指導の事例集作成、障がい種に応じた指導内容の研究や情報発信などを実施。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【全国学力・学習状況調査に関する実施要領】	・文部科学省主催「新年度全国学力・学習状況調査説明会」への参加。 また各校への実施説明及び結果公表説明。 ・本市では、希望利用方式を活用して、抽出されなかった学校も同様の調査を本事業により実施する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
幼稚園に関する事務	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評価員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(幼)教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムの安定稼働にかかる業務及びICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(幼)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする。詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(幼)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(幼)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(幼)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が使用する消耗品費や光熱水費等を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ予算を配当し、その執行・調達・支払等、会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)学校徴収金に関する事務	幼稚園に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(幼)学校教育活動に関する事務	・学校園で発生した事件・事故等に対する初期段階からの法的な対応・解決策について弁護士相談事業を実施 ・学校園における研究・研修を支援 ・学校園における海外からの教育視察団の受け入れ等において記念品を供与 ・新学習指導要領に基づき教育内容、カリキュラムを定めた教育課程の策定や学校園での教科・領域等、指導研究、校務運営全般に対する指導、助言 ・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握、幼稚園施策に関する調査、子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員研修に関する事務	教員経験者研修等(10年次研修除く)、管理職研修、健康教育等研修、幼児教育振興、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進、内定者研修	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務	・学校環境基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持、消耗品費(ガス検知管カートリッジ)の支出にかかる事務 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・就園時健康診断の実施にかかる事務 ・歯みがき指導の実施にかかる事務	こども青少年局	任意			○	
	障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務	・教育時間終了後に希望者を対象に行う教育活動(預かり保育)を実施するにあたり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、預かり保育全体の充実・発展を支援する。(障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務)	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の管理運営に関する事務	・市立幼稚園の園児募集等にかかる事務 ・全国公立園長会及び大阪府公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出にかかる事務 ・教育にかかる需要費等の支出にかかる事務 ・施設の維持管理運営・必要経費等の支出にかかる事務 ・幼児用机・椅子・土土にかかる整備にかかる費用の支出にかかる事務 ・教科用図書購入にかかる経費の支出事務 ・建物の修繕にかかる経費の支出事務 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出事務 幼稚園(59園)	こども青少年局	任意			○	
	施設の維持管理にかかる点検及び改修整備に関する経費の支出事務	・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出事務。	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の民営化にかかる事務	・国における、「子ども・子育て新システム」への対応等市立幼稚園の民営化に向けた整理	こども青少年局	任意			○	
	就園奨励費補助に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、国制度に基づき、保護者の所得に応じて補助。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	私立幼稚園に対する助成に関する事務	・私立幼稚園就園奨励費補助対象外の者で大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料・保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助。 ・私立幼稚園における幼児教育の振興普及を図るため、調査研究・研修・啓発事業等を実施。 ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動症候群(ADHD)など発達障がいと診断される方が全体の約5～6%といわれており、発達障がいのある幼児も年々増加。市内の保護者、地域の幼児教育センターの役割を担っている私立幼稚園等の教職員からの発達障がい等の相談に関して支援。	こども青少年局	任意			○	
高等学校に関する事務	(高)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱、学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(高)施設整備に関する事務	老朽化の進んだ校舎の改築、校舎等の整備補修 用地整備、教育財産の適正管理、未利用地処分 耐震補強工事 理科教育用設備機器等の整備 産業教育の実験・実習に必要な設備等の整備 定時制高等学校の教育設備の充実 英語教育用の語学演習機器を整備 普通教室に空調設備を整備。保守点検、空調設備の移設 など (咲くやこの花中学校を含む)	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
(高)学事に関する事務		・学級編制の標準により学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理 ・大阪市立の高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員の人事に関する事務		高等学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、図書担当嘱託職員の採用、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導教員派遣事業、事故職員の補充(学校保健統計係員採用)、生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員の研修に関する事務		高等学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務		採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務		各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員の勤務成績の評定に関する事務		市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務		・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務		教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意		○		
(高)市費負担教職員の研修に関する事務		・高等学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する市費校園長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	任意		○		
(高)指導監察業務に関する事務		大阪市立高等学校(23校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意		○		
(高)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務		学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意		○		
(高)教職員情報システム運用管理に関する業務		人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意		○		
(高)学校財務会計システム運用管理に関する事務		学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意		○		
(高)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」		教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意		○		

別表第1-5(任意事務(4. 教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
	(高)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学校維持運営費等に関する事務	・高等学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算・配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び繰入に関する事務 ・高等学校に係る予算の各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ・高等学校の教材等の物品について更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学校徴収金に関する事務	高等学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)入学料・検定料に関する事務	高等学校(デザイン教育研究所を含む)に係る入学料・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・高等学校に係る検定料納付書の作成 ・検定料・入学料等(デザイン研究所、中央高等学校聴講生を含む)の事務処理 ・咲くやこの花中学校の検定料の事務処理	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)過年度授業料の未納対策に関する事務	高等学校に係る過年度授業料の督促及び法的措置に関する事務 (H21年度までの高等学校授業料の未納者への督促及び法的措置に関する手続き)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)授業料不徴収交付金に関する事務	高等学校に係る授業料不徴収交付金の請求に関する事務 (四半期毎による請求・調定処理)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒保健対策事業(健康診断の実施・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意		○		
特別支援学校に関する事務	(特)指導監督業務に関する事務	大阪市立特別支援学校(9校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監督を実施	教育委員会事務局	任意		○		
	(特)児童生徒就学費補助金に関する事務	視覚・聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費の一部を支給する。	教育委員会事務局	任意		○		
長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小・分校	(長谷川小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:柏原市)	教育委員会事務局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(4. 教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(弘済小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:吹田市、高槻市(分校))	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館を計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う小中学校の教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館を計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にない学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪府独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にない学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪府独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			○	
	明治小学校分校に関する事務	情緒障がい児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるための小学校(西区)であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員のICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(長谷川小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員の人事に関する事務	弘済小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(弘済小中)教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。(教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小・中)教科書無償貸与に関する事務	教科書無償貸与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償貸与の受領報告 ・長谷川小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から長谷川小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小・中)教科書無償貸与に関する事務	教科書無償貸与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償貸与の受領報告 ・弘済小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から弘済小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(長谷川小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 一組

別表第1-5(任意事務(4. 教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(長谷川小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(長谷川小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(長谷川小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・随時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)校園ネットワークシステム運用管理に関する事務	校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運用管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・随時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)学校維持運営費等に関する事務	・長谷川小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・長谷川小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)学校維持運営費等に関する事務	・弘済小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・弘済小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(長谷川小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小)小学校給食に関する事務	自校調理方式による長谷川小学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小)学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川中)学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加奨励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小)学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済中)学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加奨励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小・中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師カトツアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師カトツアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
中学校夜間学級	中学校夜間学級(天満、天王寺、東生野、文の里中学校)に関する事務	義務教育未修了の学齢超過者で就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じ当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。 (所在地:天満(北区)、天王寺(天王寺区)、東生野(生野区)、文の里(阿倍野区))	教育委員会事務局	任意			○	